

人事行政運営の公表

行政運営の公平性と透明性をより高め、町の皆さんにより一層のご理解をいただくよう、職員の任用や給与、勤務条件、福祉などの人事行政の運営状況についてのあらましを紹介します。

1 職員の任免及び人数の状況

| 平成 22 年度における職員の増減 | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|---------|----------|
| 区 分 | 22年3月31日 現在職員数 | 23年3月31日 現在職員数 | 22年度中増減 | 内 訳 |
| 行 政 職 | 115人 | 110人 | 5人 | 退職・採用・異動 |
| 議会事務局 | 1人 | 1人 | 0人 | 退職・異動 |
| 町長部局 | 90人 | 87人 | 3人 | 退職・採用・異動 |
| 教育委員会 | 16人 | 14人 | 2人 | 採用・異動 |
| 選挙管理委員会 | 1人 | 1人 | 0人 | |
| 農業委員会 | 3人 | 3人 | 0人 | |
| 水道事業所 | 4人 | 4人 | 0人 | |
| 医療職(保健師・栄養士) | 7人 | 6人 | 1人 | 退職 |
| 福祉職(保育士) | 13人 | 13人 | 0人 | 退職・異動 |
| 労務職(用務員ほか) | 8人 | 8人 | 0人 | 退職・異動 |
| 町長部局 | 2人 | 1人 | 1人 | 退職 |
| 教育委員会 | 6人 | 7人 | 1人 | 異動 |
| 合 計 | 143人 | 137人 | 6人 | |

2 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの支給額(平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 平均給料月額 |
|-------|-----------|
| 行 政 職 | 309,537 円 |
| 医 療 職 | 311,346 円 |
| 福 祉 職 | 356,000 円 |
| 労 務 職 | 316,793 円 |
| 合 計 | 314,845 円 |

(2) 初任給基準

| 区 分 | 大 卒 | 短 大 卒 | 高 卒 | 中 卒 |
|--------------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 行 政 職 | 161,600 円 | 149,800 円 | 140,100 円 | |
| 医 療 職 (保健師) | 201,100 円 | | | |
| 医 療 職 (栄養士) | 180,500 円 | 159,000 円 | | |
| 医 療 職 (准看護師) | 准看護師養成所卒 153,300 円 | | | |
| 福 祉 職 (保育士) | | 161,600 円 | | |
| 労 務 職 (技能職員) | | | 137,200 円 | 129,200 円 |
| 労 務 職 (甲) | 経験年数などにより 137,200 ~ 211,700 円 | | | |
| 労 務 職 (乙) | 経験年数などにより 121,600 ~ 203,000 円 | | | |

(3) 手当制度 (平成 22 年度)

| 区 分 | 支 給 対 象 | 内 容 |
|---------------------|---|--|
| 扶 養 手 当 | 扶養親族を有する職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 月額13,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円/人 (職員に配偶者がいない場合、1人目については 月額11,000円) なお、満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合は、上記にかかわらず月額 5,000 円/人が加算されます。 |
| 住 居 手 当 | ・ 自ら居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 借家・借間居住者 家賃月額の約 2 分の 1 (支給上限月額 27,000 円) |
| 通 勤 手 当 | 通勤距離が片道 2km を超える職員で交通用具等を使用している者及び公共交通機関を使用している場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車等 通勤距離に応じて月額 2,000 ~ 16,800 円 <ul style="list-style-type: none"> ・ バス等公共交通機関 1 カ月の通勤に要する定期券の額 |
| 特殊勤務手当 | 著しく危険、不快、不健康または困難な業務に従事した職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫作業手当 500 円/日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅死亡人取扱手当 3,000 円/体 |
| 防 疫 作 業 手 当 | 感染症などの防疫作業等に従事した職員 | |
| 行 旅 死 亡 人 取 扱 手 当 | 行旅死亡人の処理作業に従事した職員 | |
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務日における時間外勤務 1 時間につき、当該職員の時間単価の 1.25 倍 (午後 10 時から翌午前 5 時までの深夜勤務は 1.5 倍) <ul style="list-style-type: none"> ・ 週休日における時間外勤務 1 時間につき、当該職員の時間単価の 1.35 倍 (午後 10 時から翌午前 5 時までの深夜勤務は 1.6 倍) <ul style="list-style-type: none"> ・ 月 60 時間を超えた部分全時間につき (日曜日の時間外勤務時間は含まず) 当該職員の時間単価×1.5倍 (午後 10 時から翌午前 5 時までの深夜勤務は 1.75 倍)。ただし、60 時間超過部分につき代休を希望した職員については、前述での算出額の支給はしない |
| 宿 日 直 手 当 | 宿日直勤務を命じられた職員 | 4,200 円/回 |
| 夜 間 勤 務 手 当 | 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員 | 1 時間につき、当該職員の時間単価の 0.25 倍 |
| 休 日 勤 務 手 当 | 祝日法による休日、もしくは年末年始の休日において勤務を命じられた職員 | 週休日における時間外勤務 1 時間につき、当該職員の時間単価の 1.35 倍 (午後 10 時から翌午前 5 時までの深夜勤務は 1.6 倍) |
| 管 理 職 手 当 | 管理もしくは監督の地位にある職員 | 給料月額の 8% |
| 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 | 週休日または祝日法による休日、もしくは年末年始の休日において、災害など特別の事情により勤務した、管理または監督の地位にある職員 | 4,000 円/回 |
| 期 末 手 当 | 基準日 (6 月、12 月の各月の初日) に在職する職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月期 期末手当基礎額×1.25 月分 ・ 12 月期 期末手当基礎額×1.35 月分 |
| 勤 勉 手 当 | 基準日 (6 月、12 月の各月の初日) に在職する職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月期 勤勉手当基礎額×0.67 月分 ・ 12 月期 勤勉手当基礎額×0.62 月分 |
| 寒 冷 地 手 当 | 基準日 (11 月から翌年 3 月までの各月の初日) に在職する職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯主で扶養親族の有る者 月額 17,800 円 ・ 世帯主で扶養親族の無い者 月額 10,200 円 ・ その他 月額 7,360 円 |

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

| (1) 勤務時間 | |
|-------------|---|
| 区 分 | 勤 務 時 間 等 |
| 勤務を要する曜日 | 毎週月曜日から金曜日までの週5日 (祝日法による休日と12月29日から翌1月3日までを除く) |
| 1日当たりの勤務時間 | 午前8時30分から午後5時15分までの休憩時間を除いた実働7時間45分勤務 |
| 1週間当たりの勤務時間 | 38時間45分(7時間45分×5日間) |
| 年間総勤務時間数 | 2,015時間勤務(38時間45分×52週間) |

| (2) 休暇制度(平成22年1月1日~12月31日) | | | | |
|----------------------------|------|---|--|--------|
| 主な休暇の種類 | | 休暇日数など | 取得件数 | |
| 有給休暇 | 病気休暇 | 負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない場合 3カ月以内(ただし、公務災害と結核性疾患等の場合を除く) | 10件 | |
| | | 年次休暇 | 全職員に対し、1年につき20日間付与 | 平均9.6日 |
| | 特別休暇 | ボランティア休暇 | 1年につき5日の範囲内の期間 | 0件 |
| | | 結婚休暇 | 結婚の日の2日前から結婚の日以後1カ月の期間内における連続する7日の範囲内の期間 | 4件 |
| | | 妊娠障害(つわり) | 1年につき10日の範囲内の期間 | 0件 |
| | | 産前休暇 | 出産予定日前6週間 | 6件 |
| | | 産後休暇 | 出産の翌日から8週間 | 6件 |
| | | 育児時間休暇 | 1日2回各1時間 | 1件 |
| | | 看護休暇 | 1年につき5日の範囲内の期間 | 7件 |
| | | 生理休暇 | 1年につき2日以内の期間 | 0件 |
| | | 妻の出産休暇 | 町長が定める期間内における2日の範囲内の期間 | 5件 |
| | | 親族死亡休暇 | 親族により1日から10日の期間 | 26件 |
| | | 火災復旧休暇 | 7日の範囲内の期間 | 0件 |
| | | 夏季休暇 | 1年につき3日間付与 | 平均2.8日 |
| 無給休暇 | 介護休暇 | 負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をしなければならない場合 連続する6月を限度として必要と認められる期間 | 0件 | |

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

| (1) 分限処分者数(平成22年度) | | | | |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 処 分 事 由 | 降 任 | 休 職 | 免 職 | 合 計 |
| 勤務実績が良くない場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 心身の故障の場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 条例で定める事由による場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 合 計 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

| (2) 懲戒処分者数(平成22年度・行為別) | | | | | |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 処分の具体的事由 | 戒 告 | 減 給 | 停 職 | 免 職 | 合 計 |
| 給与・任用に関する不正 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 一般服務違反関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 一般非行関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 収賄等関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 道路交通法違反 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 監督責任 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 合 計 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

5 職員のサービスの状況

全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、服務規律の順守に努めています。

| 服務に関する基本原則 | |
|---------------------|--|
| 区 分 | 内 容 |
| 法令などや上司の職務上の命令に従う義務 | 職員は、法令などに従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職員は、信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 |
| 秘密を守る義務 | 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。 |
| 職務に専念する義務 | 職員は、勤務時間と職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務に専念しなければならない。 |
| 政治的行為の制限 | 職員は、政治活動をしてはならない。 |
| 争議行為等の禁止 | 職員は、ストライキをしてはならない。 |
| 営利企業等の従事制限 | 職員は、任命権者の許可無く営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない。 |

6 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

| 研修区分 | 受講者数 | 研修内容等 |
|--------|------|----------------|
| 研修所研修 | 23人 | 自治大学校、県町村会研修など |
| 自主研修 | 0人 | |
| 各種専門研修 | 28人 | 法規事務、税務事務など |
| 職場内研修 | 241人 | メンタルヘルス研修など |
| その他の研修 | 0人 | |
| 合 計 | 302人 | |

(2) 勤務成績の評定の状況

| 評定の時期 | 評 定 結 果 | | |
|-------------|---------|------|------|
| | 成績良好 | 成績不良 | 合 計 |
| 平成23年1月1日現在 | 140人 | 0人 | 140人 |

育児休業者は除外してあります。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況

| 区 分 | 受診者数 |
|-------|------|
| 循環器検診 | 131人 |
| 胃がん検診 | 84人 |
| 婦人科検診 | 32人 |
| 合 計 | 247人 |

(2) 公務災害補償制度

| 加入団体 | 災害件数 |
|-----------------|------|
| 地方公務員災害補償基金岩手支部 | 2件 |

(3) 福利厚生概要（平成22年度）

| 区 分 | 内 容 |
|--|--|
| 財団法人 岩手県市町村職員互助会 職員の掛金と補助金（公費）によって運営され、補助金の負担率は法定化されています。 | <ul style="list-style-type: none"> 共同実施事業（ライフプラン支援事業、厚生事業等） 互助共済事業（元気回復事業、給付事業） 健康管理事業（検診・健康支援事業） 保健保養施設事業 |
| 岩手町職員互助会 職員の掛金のみで運営され、公費支出はありません。 | <ul style="list-style-type: none"> 給付事業（出産祝金、結婚祝金、甲慰金、見舞金、退職者餞別金） 福利厚生事業（人間ドック助成、スポーツ大会出場助成金など） その他、サークル助成や清掃活動などを行っています。 |

8 公平委員会に係る業務の状況

平成22年度において、勤務条件に関する措置の要求や不利益処分に関する不服申立てなどはありませんでした。